

大阪・関西万博周辺飲食店を対象とした県産食材マッチング事業委託契約仕様書

1. 委託する業務名

大阪・関西万博周辺飲食店を対象とした県産食材マッチング事業

2. 業務の趣旨・目的

「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、「流対本部」という）では、これまで販売促進活動などをおして、大分県産農畜水産物（以下、「県産食材」という）の普及に努めてきた。

来年は大阪・関西万博（以下、「万博」という）が開催され、万博期間中は関西圏を中心に多くの観光客等が訪れることが見込まれる。この間、関西圏の飲食店等で県産食材を使用したメニューを提供してもらい、より多くの人々に県産食材を味わってもらうことで一層県産食材の認知度向上・販路拡大につながる。本事業は、これらの目的を達成するため、関西圏における県産食材取扱店の拡大を目指し、関西圏の飲食店等と県内事業者とのマッチングを実施するものである。

3. 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4. 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、流対本部と協議の上、実施すること。

委託業務の詳細

4-1 飲食店とのマッチングに関する業務

(1) 実施内容

関西圏の1箇所にて、調理スペース及び機能を有する商談会場を設け、飲食店のシェフ等を招聘し、県内事業者の商談の機会を創出する。

(2) 実施時期

令和6年10月頃

※実施時期については、流対本部と協議の上決定する。

(3) 事業の詳細

ア.会場場所

・原則大阪市内の会場とし、交通アクセスの良い立地を選定すること。

イ.日程

・県内外の大規模商談会開催日との重複を避け、当日の開催時間は5時間程度とするこ

と。

ウ.使用品目

- ・商談会での使用品目は、以下とする。
 - ・流対本部のホームページ (<https://theoita.com/>) で紹介している県産食材及び関西圏で流通している県産食材
- ※具体的な使用品目については別途流対本部と協議のうえ決定する。

エ.商談会

- ・招聘対象者は事業主が大分県出身、県産食材の取り扱いを希望しているなど大分県と関連性のある大阪府や京都府を中心とした関西圏の飲食店を中心とし、計50店舗を目標とすること。
- ・商談会に参加する県内事業者については、流対本部からの提案を踏まえて決定する。
- ・商談会開催にあたっては県内事業者へのフォローアップ(未返信の関西圏の飲食店等へのフォロー、商談中の効果的なコミュニケーションの促進、商談会後の商談状況の進捗確認等)を行うこと。
- ・関西圏の飲食店等の募集にあたっては、流対本部と連携して募集チラシ等を作成し、より多くの事業者が参加できるよう事業の周知徹底を図ること。
- ・商談スタイルは事前アポイントメントに加え、当日の商談希望にも順次対応できるようにすること。
- ・大阪・関西万博開催時期でのメニュー提供を推奨した上で、誘致を行うこと。
- ・参加者による食材の試食の場を設け、参加者が会場で県産品を賞味できるようにすること。
- ・食材のPRを行えるスペースを確保すること。
- ・商談会出展者の交通費や宿泊費については経費に含まない。

オ.その他

- ・商談会終了後、県内事業者を対象に商談件数や見込み金額等の調査を行い、実績報告時に提出すること。
- ・本商談会開催をきっかけに継続的な取引につながるよう、参加する関西圏の飲食店等と県内事業者に働きかけること。また、商流や物流等の調整を行うこと。
- ・受託先は本事業の担当者及び副担当者を定め、キックオフミーティングの際に流対本部に明示すること。
- ・本事業を通じてつながりができた関係者に対して、委託期間終了後、流対本部が独自にアプローチを行う場合は、これをフォローすること。

4-2 飲食店におけるアンケートに関する業務

ア. 実施内容

今後の販売戦略やブランディング強化に活用するため、県産食材に関するアンケートを

商談会参加者に実施する。

イ. 実施時期

4-1の事業実施後

ウ. 事業の詳細

- ・参加した関西圏の飲食店等に対してアンケートを実施し、流対本部へ報告すること。
- ・アンケートの質問項目は、今後の継続取引につなげるための有効な項目を設定し、流対本部と協議の上決定すること。

5 成果物の提出

委託業務終了後、実施結果をとりまとめた実績報告書（任意様式）を紙媒体1部及びDVD-ROM1枚で流対本部に提出すること。成果物の提出期限は令和7年3月31日（月）までとする。

なお、本業務により制作したイラスト、画像、写真データ等一切の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に流対本部に無償で譲渡するものとする。
- ・流対本部は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、流対本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の留意点

- ・本委託には業務に係る一切の経費を含むが、サンプル代について不足する場合は別途流対本部から支出することも可能とする。
- ・事業で制作した一切の著作物は、特段の理由がない限り流対本部に帰属する。
- ・打合せはキックオフ、事業実施前、成果品納入時の3回を基本とし、必要に応じ双方の協議の上、随時実施するものとする。打合せの内容の整理は受託者が行う。なお、販促・広告ツール作成に係るデザイン等の校正については、必ず流対本部に確認し、必要に応じて協議するものとする。
- ・受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生し

た著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- ・受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・委託業務の遂行にあたり、内容については流対本部側からの提案も踏まえ、協議の上最終決定すること。また、疑義が生じた場合は、流対本部と十分協議すること。
- ・委託事業実施に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合には、流対本部と受託業者の間で実施内容や委託費用の調整に係る協議を行う。この件における協議のタイミングや協議内容は流対本部の判断で実施する。
- ・委託業務に関しては、流対本部からの提案も踏まえ、協議の上決定する。